

災害救助基金管理支出及び補充規則及び災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第47号

災害救助基金管理支出及び補充規則及び災害救助法施行細則の一部を改正する規則
(災害救助基金管理支出及び補充規則の一部改正)

第1条 災害救助基金管理支出及び補充規則(昭和23年佐賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第2条 災害救助基金は、毎年度初において、100万円を下らない額を支出準備金として保管し、その他は、次の方法により、これを運用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第4条第1項に規定する救助のために給与する物品の事前購入</p> <p>2 略</p>	<p>第2条 災害救助基金は、毎年度初において、100万円を下らない額を支出準備金として保管し、その他は、次の方法により、これを運用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第4条第1項及び第2項に規定する救助のために給与する物品の事前購入</p> <p>2 略</p>

(災害救助法施行細則の一部改正)

第2条 災害救助法施行細則(平成3年佐賀県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 (第5条関係)			別表第1 (第5条関係)		
救助の種類		救助の程度、方法及び期間	救助の種類		救助の程度、方法及び期間
1 収容施設の供与	(1) 避難所	ア・イ 略 ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費	1 収容施設の供与	(1) 避難所	ア・イ 略 ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費

改正前		改正後	
	<p>又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>エ・オ 略</p> <p>カ 避難所を設置することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>		<p>又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等)とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>エ・オ 略</p> <p>カ <u>法第4条第1項第1号の避難所を設置することができる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を設置することができる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったことが判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間とする。</u></p>
	略		略
2～11 略		2～11 略	
12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	<p>ア 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>(ア) 被災者の避難に係る支援</p> <p>(イ)～(キ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>	12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	<p>ア 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>(ア) <u>被災者(法第4条第2項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援</u></p> <p>(イ)～(キ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。